

石巻専修大学における生成A Iの取扱いに関するガイドライン

1 本学における生成AIの取扱いについて

大学における学修は、学生が主体的に学ぶことが本質であり、生成A Iは、そのことに正負両面の影響をもたらす可能性が想定される。これは、各授業科目の教育内容・方法等によって異なる面があるため、教育活動における生成A Iの使用について、本学として一律の対応を求めることはせず、各授業科目担当者が状況に応じて適宜判断することとする。

ただし、学生および教職員が生成A Iを使用する場合であっても、機密情報や個人情報を入力することは厳禁であり、加えて、本ガイドラインに示す注意事項等、様々な弊害やリスクを理解することが求められる。特に、授業受講上の必要等により学生の使用を認める場合、各授業科目担当教員は、それぞれの教育の実態等に応じた生成A Iの使用範囲や禁止事項を対象学生に周知し、学生はその指示に従って適切に対応するものとする。

なお、生成A Iについては、技術の進歩や社会への浸透状況などから、今後も様々な課題が見えてくることが想定されるため、本ガイドラインは必要に応じて内容の見直しを図るものとする。

2 これまでの取組等

本学における生成A Iに関する取組としては、学長が発信した「ChatGPT等のA Iチャットボット（生成A I）の利用に係る学生・大学院生への注意喚起について」（令和5年4月18日付）により、学生および教職員に対して、その時点における本学の考え方を周知した。

令和5年7月13日付で文部科学省が発信した通知「大学・高専における生成A Iの教学面の取扱いについて（周知）」（以下、「文部科学省通知」という。）において、大学における生成A Iの教学面の取扱いについては、「それぞれの教育の実態等に応じ、今後の状況変化を踏まえて指針等の内容を見直すことも含め、主体的に対応いただくことが重要」とされている。この文部科学省通知に掲載されている内容に加え、日本私立大学連盟の令和5年7月18日付「大学教育における生成A Iの活用に向けたチェックリスト〔第1版〕を踏まえ、ガイドラインとして教学面における共通の方向性を示すこととした。

3 生成AIと大学教育

ChatGPT (OpenAI 社)、Copilot (Microsoft 社)、Gemini (Google 社) などの生成A Iは、自然言語処理技術を活用して大規模な言語モデルを構築し、大量のテキストデータを学習することで、次にどの単語が現れるかを予測して文章を作成するもので、文脈に合った複雑で自然な表現を作り出すことができる。

文部科学省通知では、「教育分野においては、生成A Iを適切に利活用することで、学修効果が上がり、また教職員の業務効率化を図ることができるなどの効果が期待される反面、レポート等の作成に生成A Iのみが使われること等に対する懸念が指摘されている」など、大学教育における正の側面と負の側面が述べられている。学生が大学を卒業した後、日常の業務や生活において生成A Iを使用す

ることも想定し、在学中に活用のスキルを高めておくことも考えられるが、大学教育における使用の観点では、取扱いに慎重を期すことが重要である。

4 全般的な禁止および注意事項

本ガイドラインの冒頭にも示したとおり、一般的なセキュリティ上の取扱いとして、生成A Iに機密情報や個人情報を入力することは禁止する。また大学における教育研究に限らず、生成A I使用に際しての注意事項として、特に以下の点を理解しておくことが重要となる。

- ・ 生成A Iに入力した情報が、A Iの学習データとして使用される可能性がある。
- ・ 生成A Iへの入力を通じ、機密情報や個人情報が意図せず流出・漏洩する可能性がある。
- ・ 生成A Iに入力した情報および出力した情報が、著作権に抵触する恐れがある。
- ・ 生成A Iから出力された情報の情報源が出力されず、また全てが正確とは限らない。

5 教育に関する取扱い

(1) 授業での取扱い

文部科学省通知では、「生成A Iを利活用することが有効と想定される場面としては、例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の学生による主体的な学びの補助・支援などが考えられる」とされている。しかしながら、授業科目を担当する教員が、それぞれの到達目標を立て、それを達成するために講義計画を組み立て、授業を実施していることを考慮すれば、各取組について、大学として一律で有効であるか否かを判じることは困難である。授業に関することで生成A Iを使用する場合には、教員個々が生成A I使用を認める場面を考慮し、学生に対して適切に指示することが原則となる。

なお、ChatGPTのように無料版と有料版とで性能が異なる場合もあるため、学生に使用を認める場合、教員は公平性の観点での配慮も必要となる。

(2) 試験関係

授業科目担当教員が許可した場合を除き、生成A Iの使用は不可とする。

なお、試験において、生成A Iの使用が認められていないにもかかわらず、それを使用した場合には、試験における不正行為者処分規定に基づいて処分することとする。

(3) レポート課題等

レポート課題や論文等を生成A Iで作成し、自ら作成したものとして提出することは不適切であるため、認めないこととする（授業科目担当教員が生成A Iの使用を認める場合を除く）。

使用が認められている場合であっても、具体的な使用の範囲等については、授業科目担当教員の指示に従うこととする（教員の指示の例：使用した生成A Iの明記、使用箇所の明記、入出力ログの提出）。